

大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針（案） 概要

1 趣旨

本指針は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」という。）の規定により、土壌汚染対策法（以下、「法」という。）及び条例が適用されていない土地において、土地所有者等が行う土壌汚染に係る自主調査及び自主措置（以下、「自主調査等」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切、かつ、客観性の高い自主調査等が実施されること、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。

2 適用する自主調査等

以下の自主調査等を対象とする。

法第4条及び条例第81条の5の形質変更該当する可能性がある土地において実施する自主調査等

土地の所有者等が法第14条の区域指定を申請する可能性がある土地において行う自主調査

土地を利用するうえで、当該土地の土壌汚染の状況を把握し、汚染があった場合には自主措置を行い、それらの結果を周辺住民や関係者に説明や報告する場合など、技術的に一定の水準が求められる自主調査等

3 自主調査等の基本的事項

自主調査等の実施について、以下の事項を定める。

(1) 自主調査の実施

- ・土地の地歴調査を実施し、その結果をもとに、条例の土壌汚染状況調査の実施方法に準拠して自主調査を実施するための計画を作成する。
- ・当該計画に基づき自主調査を実施し（必要に応じて地下水の汚染状況の把握に努める）、その結果を取りまとめる。

(2) 自主措置の実施

- ・自主措置を実施しようとする場合は、条例に準拠して当該土地の汚染の状況に応じた措置の種類を定める。
- ・措置の種類に応じた方法（工事方法、汚染土壌を搬出する場合の運搬及び処理方法、地下水モニタリング）を条例の方法に準拠して実施するための計画を作成する（汚染深度等の確定調査を実施した場合はその結果をもとに作成する）。
- ・当該計画に基づき工事を実施し、工事及び汚染土壌の処理の状況並びに地下水モニタリングの結果について取りまとめる。

(3) 自主調査等の方法に対する助言等

- ・自主調査等の方法に関して、適宜、府の指導又は助言を受けることができる。
- ・以下の段階で報告や説明を行うことにより、府の指導又は助言を受けることが望ましい。

自主調査計画時

自主措置に係る工事の完了時

自主調査終了時

自主措置の効果を確認する地下水モニタリングの終了時

自主措置計画時

(4) 自主調査等の情報提供

- ・自主調査等の実施者は、自主調査等の結果等について周辺住民に情報提供するよう努める。
- ・府は報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて情報提供する。

(5) 自主調査等の結果の記録等

- ・自主調査等の実施者は、自主調査等の結果の記録の保管と引継ぎに努める。

4 施行日

平成22年11月の予定